

回 (年度)	問 題												
第66回 (平成) 28年	<p>1 相続税の課税価格の計算における債務控除について、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。</p> <p>(1) 相続税の課税価格の計算に当たり債務控除をすることができる範囲について、次の①及び②の区分に応じて説明しなさい。</p> <p>① 無制限納税義務者（相続税法第1条の3第1項第1号又は第2号の規定に該当する者をいう。）及び相続開始の時ににおいて相続税法の施行地に住所を有する特定納税義務者（相続税法第1条の3第1項第4号の規定に該当する者をいう。以下同じ。）</p> <p>② 制限納税義務者（相続税法第1条の3第1項第3号の規定に該当する者をいう。）及び相続開始の時ににおいて相続税法の施行地に住所を有しない特定納税義務者</p> <p>(2) 相続税の課税価格の計算に当たり債務控除をすることができる債務の意義について説明しなさい。ただし、公租公課の税目等については、説明を要しない。</p> <p>2 次の設例に基づき、以下の(1)から(3)までの間に答えなさい。</p> <p>〔設例〕</p> <p>被相続人甲（ドイツ連邦共和国籍）は、ドイツ連邦共和国内に住所を有していたが、平成28年4月20日に死亡し、相続人は全員同日中にその事実を知った。</p> <p>甲の相続人は、乙、丙及び丁の3名であり、国籍及び甲の相続開始の時ににおける住所地は、次の表のとおりである。</p> <p>なお、甲は、平成26年3月31日まで日本国内（A市）に住所を有しており、A市には、甲が所有する同日まで居住の用に供していた土地及び建物があり、また、日本国内にある甲の遺産のほとんどがA市に所在している。</p> <table border="1" data-bbox="315 1126 1104 1302"> <thead> <tr> <th>相 続 人</th> <th>国 籍</th> <th>住 所 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乙</td> <td>日本国</td> <td>日本国内（B市）</td> </tr> <tr> <td>丙</td> <td>ドイツ連邦共和国</td> <td>ドイツ連邦共和国内</td> </tr> <tr> <td>丁</td> <td>ドイツ連邦共和国</td> <td>日本国内（C市）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 丙は、日本国内（D市）を納税地と定め、被相続人甲の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに納税管理人の届出をしている。</p> <p>2 丁は、平成28年8月1日に納税管理人の届出をせず、ドイツ連邦共和国へ転居し、同日後は、日本国内に住所及び居所を有していない。</p> <p>(1) 相続税の納税地に関する相続税法の規定について説明しなさい。</p> <p>(2) 相続税の期限内申告書の提出義務者及び提出期限に関する相続税法の規定について説明しなさい。ただし、相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の期限内申告書の提出義務者及び提出期限については、説明を要しない。</p> <p>(3) 乙、丙及び丁の被相続人甲の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出先及び提出期限について答えなさい。ただし、提出期限の回答に当たっては、土曜日、日曜日、祝日及び休日を考慮する必要はない。</p>	相 続 人	国 籍	住 所 地	乙	日本国	日本国内（B市）	丙	ドイツ連邦共和国	ドイツ連邦共和国内	丁	ドイツ連邦共和国	日本国内（C市）
	相 続 人	国 籍	住 所 地										
乙	日本国	日本国内（B市）											
丙	ドイツ連邦共和国	ドイツ連邦共和国内											
丁	ドイツ連邦共和国	日本国内（C市）											